

用語の定義

個人情報保護方針で使用しております「用語の定義」は、次のとおりです。

- ・「個人情報」（法第2条第1項関連）

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人の識別することができることとなるものを含まず）をいいます。

- ・「個人データ」（法第2条第4項関連）

個人情報データベース等を構成する個人情報をいいます。

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、「特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」および「特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの」をいいます。

- ・「保有個人データ」（法第2条第5項関連）

当社が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの以外のものをいいます。